

桑名駅付近拡大図



都市計画道路の変更案について (多度駅周辺地区)

凡例

- 都市計画区域
- 行政区域界
- 市界
- 施設の新築区域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 第三種住居地域
- 商業地域
- 工業地域
- 第一種工業地域
- 第二種工業地域
- 第三種工業地域
- 緑地
- 公園
- 河川
- 水路
- 鉄道
- 道路
- 境界線

本物力こそ桑名力

区域 平成31年 2月19日

用途地域 平成31年 2月19日

都市計画 令和元年 12月27日

桑名市役所都市整備部都市整備課

桑名市都市計画部 都市計画課 作成
1. 本図は、桑名市都市計画部 都市計画課 作成の都市計画図であり、権利関係は、本図に記載の通りである。
2. 本図は、桑名市都市計画部 都市計画課 作成の都市計画図であり、権利関係は、本図に記載の通りである。
3. 本図は、桑名市都市計画部 都市計画課 作成の都市計画図であり、権利関係は、本図に記載の通りである。
4. 本図は、桑名市都市計画部 都市計画課 作成の都市計画図であり、権利関係は、本図に記載の通りである。
5. 本図は、桑名市都市計画部 都市計画課 作成の都市計画図であり、権利関係は、本図に記載の通りである。

○都市計画道路とは1
○都市計画道路に係る建築制限2
○都市計画道路(多度駅周辺地区)の指定状況3
○都市計画道路における課題の整理8
○都市計画道路における課題への対応方針11
○都市計画道路見直し「三重県版ガイドライン」12
○見直し検討結果と都市計画道路の変更案15

(※国土交通省発行都市計画運用指針から一部抜粋)

都市計画道路

都市計画法における**都市施設**の一つ

都市施設(道路、公園、広場、下水道、ごみ処理場など)

円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設として、都市計画に定めたもの

都市施設を都市計画に**定める意義**

- ①計画段階における整備に必要な区域の明確化
- ②土地利用や各都市施設間の計画の調整
- ③住民の合意形成の促進

建築の許可(都市計画法第53条)

都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において**建築物の建築**をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、**都道府県知事の許可**を受けなければならない。
(以下略)

許可の基準(都市計画法第54条)

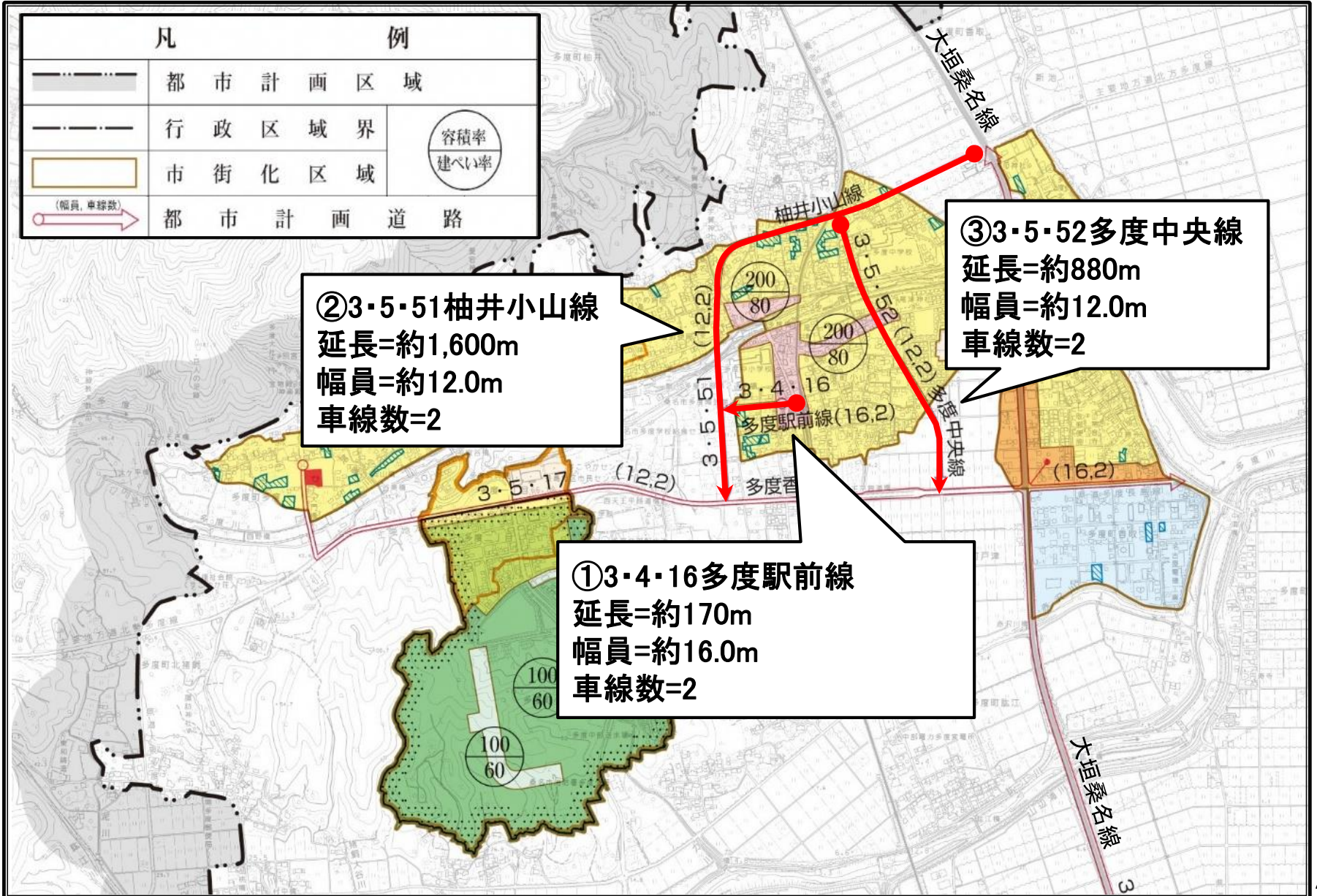
一～二 (略)

三 次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

イ 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと

ロ 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること

都市計画道路（多度駅周辺地区）の指定状況



都市計画道路（多度駅周辺地区）の指定状況

凡	例	
	都市計画区域	
	行政区域界	
	市街化区域	
	都市計画道路	

①3・4・16多度駅前線
 延長=約170m
 幅員=約16.0m
 車線数=2

起点：多度町小山字屋津平
 終点：多度町小山字西天王平

昭和45年12月25日 指定
 昭和53年11月 4日 名称変更
 昭和55年 2月 1日 区域変更
 平成20年 2月 1日 車線数決定



都市計画道路（多度駅周辺地区）の指定状況

凡	例
	都市計画区域
	行政区域界
	市街化区域
	都市計画道路

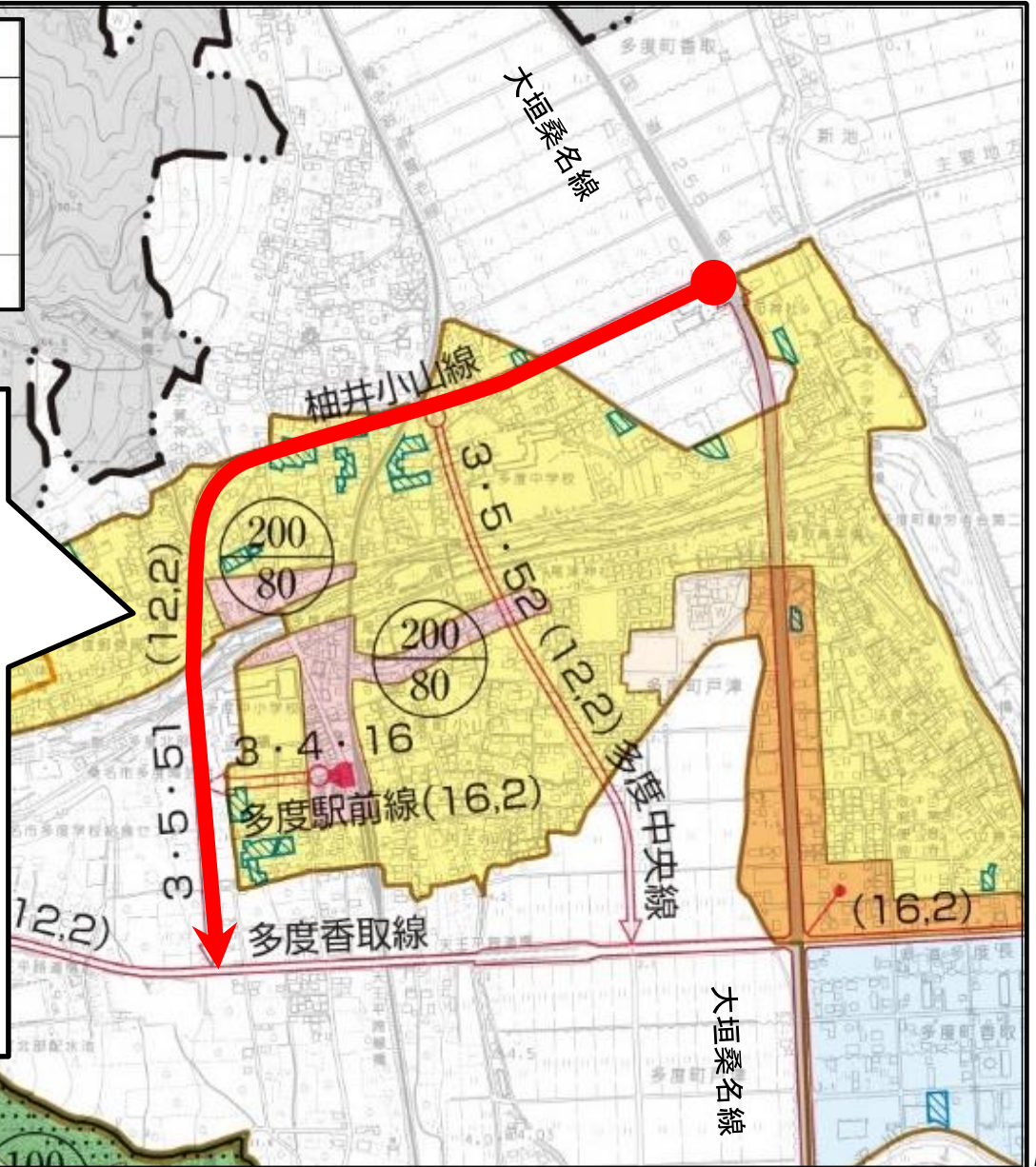
容積率
建ぺい率

②3・5・51柚井小山線

延長=約1,600m
幅員=約12.0m
車線数=2

起点：多度町柚井字塚川
終点：多度町小山字西天王平

昭和45年12月21日 指定
昭和53年11月 2日 名称変更
昭和55年 1月18日 区域変更
平成19年12月18日 車線数決定



都市計画道路（多度駅周辺地区）の指定状況

凡	例	
	都市計画区域	
	行政区域界	
	市街化区域	
	都市計画道路	



③3・5・52多度中央線
 延長=約880m
 幅員=約12.0m
 車線数=2

起点：多度町柚井字堺川
 終点：多度町戸津字森下

昭和45年12月21日 指定
 昭和53年11月 2日 名称変更
 昭和55年 1月18日 区域変更
 平成19年12月18日 車線数決定

【指定理由（3路線とも同じ）】

昭和45年（当初指定）

大垣桑名線（国道258号）の着工に伴い、都市交通の円滑化及び土地利用等を勘案して都市計画決定

昭和53年及び昭和55年（変更）

多度町総合計画に基づき、土地利用計画等との整合を図るために、区域変更並びに一部線形変更

平成19年及び平成20年（変更）

都市計画法改正に伴い車線数の設定

【三重県の都市計画道路の現状】

- ①未改良延長が5割を超える
- ②具体的な整備計画のない未改良延長のうち、決定後30年以上経過したものが7割以上
- ③整備の進まない理由の主な傾向
 - ・機能を代替できる道路による必要性の低下
 - ・まちづくりの考え方や土地利用の変化に伴う必要性の低下
 - ・財政的制約・他事業とのスケジュール調整
 - ・道路構造の精査を要する
- ④長期未整備によりもたらされる苦情・要望の状況
 - ・決定後30年以上経過した区間で苦情・要望が多く発生
 - ・土地の有効活用や売買に支障、必要性に疑問

【三重県の見直しの背景】

①人口減少と将来交通需要の変化

②市街地拡大の収束と土地利用方針の変化

③まちづくりの方針の変化

地域資源を活かしたまちづくり、安全・安心なまちづくり など

④投資余力の減少と公共事業の効率化の必要性

⑤都市計画道路を取り巻く制度の改正

道路構造令改正、行政事件訴訟法改正、都市計画法改正

【主な課題】

課題1. 社会情勢の変化やまちの将来像の変化によって、
都市計画道路の役割や必要性が変化していないか

課題2. 建築制限の長期化による土地の有効活用への支障や
住民ニーズとの乖離が生じていないか

【課題への対応方針】

課題1、2から、20年以上未整備の都市計画道路については、現在の各道路の置かれている状況にあわせて、存続、変更又は廃止など、見直しに取り組む必要がある。

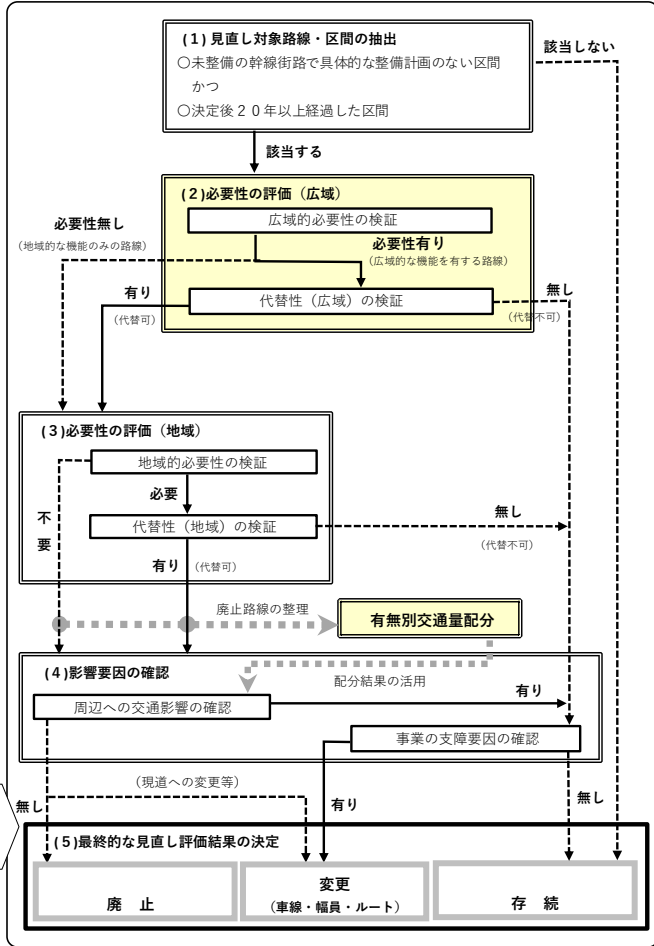
なお、見直しを行うにあたっては、小中一貫校の計画のある多度駅周辺地区を先行して取り組む。

都市計画道路見直し「三重県版ガイドライン」



本物かこさる力

第1段階
必要性の検証
(見直し対象路
線・区間の評価)



(1) 見直し対象路線・区間の抽出

見直し対象路線・区間の抽出	未整備の幹線街路で具体的な整備計画のない区間かつ決定後20年以上経過した区間
---------------	--

(2) 広域的必要性の検証のための判断基準

都市の骨格形成機能	都市構造の主軸を形成する内環状道路、外環状道路、放射道路
ネットワーク・拠点性の機能	国道、主要地方道、及び、起終点が市町間をまたぐ一般県道、広域交通拠点(高速道路IC、重要港湾、地方港湾、特急停車駅)を連絡する道路
広域的な防災機能	緊急輸送道路
【代替性(広域)の検証のための判断基準】	
機能を代替できる道路	見直し対象路線・区間が有する車線数と同等以上の車線数の「現道」、「並行道路」

(3) 地域的必要性の検証のための判断基準

交通機能	幹線道路を補完する機能、生活道路へ進入する通過交通の排除に寄与する道路、路線バスやコミュニティバス等が通行している、あるいは導入の予定がある 等
交通機能	歩行者・自転車交通機能
交通機能	沿道利用機能
都市環境機能	都市環境機能
空間機能	都市防災機能
空間機能	収容空間機能
市街地形成機能	都市構造・土地利用の誘導形成機能
市街地形成機能	街区形成機能
市街地形成機能	生活空間機能
【代替性(地域)の検証のための判断基準】	
機能を代替できる道路	当該道路に求められる構成要素毎の機能を代替できる道路であること 概ね同様の起終点を結ぶ見直し対象路線・区間にある「現道」、「並行道路」であること

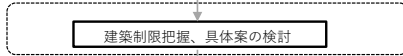
(4) 影響要因の確認

周辺への交通影響	圏域内の総走行台キロ比較による「Σ(将来交通需要×区間距離)÷Σ(廃止に対応したケースの将来交通容量×区間距離)」が1.0を超えていないか
事業の支障要因の確認	重要度からみて移転が不可能となる課題を有している

(5) 最終的な見直し評価結果の決定

見直しの評価結果	見直しの進め方(フロー図)に基づき、見直しの方向性(廃止・変更・存続)としての行政案を決定し、その理由を記入する。
----------	---

第2段階
個別検討



第3段階
住民説明



第4段階
都市計画変更



※図中 は
県の主な役割を示す。
※図中 は
市町の主な役割を示す。

【①広域的必要性】

都市の骨格形成機能

都市構造の主軸を形成する道路

ネットワーク・拠点性の機能

国道、主要地方道、一般県道など

広域的な防災機能

緊急輸送道路

【②地域的必要性】

交通機能

通行機能、歩行者自転車交通機能など

空間機能

都市環境機能、都市防災機能など

市街地形成機能

街区形成機能、生活空間機能など

【③代替性の検証】

機能を代替できる道路

機能を代替できる道路の有無
代替道路は概ね起終点が同じような
現道、並行道路か

【④影響要因の確認】

周辺への交通影響

将来交通容量 > 将来交通需要

事業の支障要因の確認

移転等の難易度

【見直し検討結果】

- ①広域的必要性は無い
- ②地域的必要性はある
- ③現道又は周辺の既存道路にて役割を代替できる
- ④廃止したとしても周辺への交通影響はない



【都市計画道路の変更案】

効率的・重点的な道路整備と既存ストックの活用の観点から、
多度駅前線他2路線に係る都市計画道路の指定を廃止



廃止区間に係る建築制限(都市計画法第53条)を解除

都市計画道路（多度駅周辺地区）の変更案

